

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（377））
2. 日時：令和3年1月21日 16時00分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官、照井安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社

山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他13名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「第43条 重大事故等対処設備、重大事故等対策における共通事項等」について、1月20日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【保管場所及びアクセスルート】

- 斜面、鉄塔等による保管場所及びアクセスルートへの影響評価について、保管場所及びアクセスルートとの位置関係を平面図、断面図等に網羅的に示して説明すること。
- シームのある斜面のすべり安定性評価（③-③'断面等）については、シームを通るすべり面の評価を明確にして説明すること。
- D級岩盤のある斜面のすべり安定性評価（⑬-⑬'断面等）については、D級岩盤を局所的に通るすべり面の評価を明確にして説明すること。
- 抑止杭の不動層への根入れ部について、詳細設計段階で根入れ部周辺の岩盤の局所安全率を用いて不動層の健全性を評価する方針であることを説明すること。
- 抑止杭より下流側の移動層のすべり安定性評価について、移動層が抑止杭から剥離してシーム面のみで滑る事象発生の可能性の有無を説明すること。

- 杭間を抜けるすべりを防止できる抑止杭の配置間隔について、島根サイトと同等の抑止杭規模の地震被害実績及び抑止杭の配置間隔に関する研究実績等を調査し、その調査内容を踏まえて配置間隔の妥当性を詳細設計段階で三次元解析等、定量的に評価できる方針を説明すること。
- T. P. +44m 盤に設置予定の構造物を考慮して液状化が発生しないと評価する方針について、設置されていない構造物を考慮すること及びその構造物を地盤としてモデル化することの妥当性が明確となるよう説明すること。
- 2号炉西側斜面の断面設定（⑨－⑨断面）について、T. P. +44m 盤までを反映した断面とし、斜面の全体像が明確となるよう説明すること。
- 才津谷土捨場斜面の盛土内部の地下水位について、検討用地下水位の設定方針に示された方法（2次元浸透流解析）を用いて設定し、説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし